

工事請負契約約款の改正 及び 平成29年度における 建設工事の前金払の特例に係る取扱いのお知らせ

平成29年4月
山 口 県

県が発注する建設工事につきましては、平成28年度の時限的な特例措置として、前金払に係る特例（使途範囲の拡大）を実施しておりましたが、国において平成29年度も継続することとなったことを踏まえ、県においても以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 契約約款の改正について

(1) 改正内容

山口県建設工事請負契約約款（単年用・国債用・単債用）
第36条第1項のただし書を次のとおり改正します。

ただし、平成30年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前金払で、平成30年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

(2) 適用年月日

平成29年5月1日（月）以降契約を締結するものから適用します。

2 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成28年4月1日以降、既に請負契約を締結した工事についても特例措置を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約を変更することが必要となりますので、該当の発注機関にご相談ください。

※既に前払金の全てを使用している場合などは対象となりません。

3 その他

新しい契約約款及び当該取扱いによる契約の変更を行うこととなった場合の変更契約書の作成例については、山口県技術管理課のホームページに掲載しています。

山口県技術管理課ホームページ

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/>)